

五泉市立橋田小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの基本認識

- (1) 「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないこと」との強い認識に立つこと
- (2) いじめられている子どもの立場に立って親身に指導を行うこと
- (3) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要があること
 - ・いじめの本質は人権侵害である。
 - ・被害者の傷は深く、人間性まで破壊していく。時には、命を奪うことさえある。
 - ・加害者も何らかの心の傷をもっている。
 - ・傍観者の存在が問題を深刻化している。

2 「いじめの防止等に関する基本的な考え方」を取り入れた教育活動

- ① 心の通う人間関係を構築するための素地を養うために
 - ・一人一人を大切にした学級経営（授業の中で多様な考えを認め、一人一人の個性を尊重する。）
 - ・月1回のSST・SGEの実践→実践カードに記入→学期ごとに実践報告→職員共通理解
 - ・児童会・学年による挨拶運動
- ② 児童の「居場所づくり」を進め、「絆づくり」を通じて自己有用感が感じられるようにするために
 - ・ロングの昼休みにおける学級絆タイム、全校絆タイム（縦割り班活動）
 - ・事前・事後指導を充実させた協力し合う集会活動の実施（学期1回の重点活動）
 - ・いじめ見逃しぜロ強調月間・いじめ見逃しぜロ児童集会「橋田っ子まつり」の実施
- ③ 児童がいじめに向かわないようストレスに適切に対処できる力を育むために
 - ・QUテストの実施→おしゃべりタイム→支援シート→子どもを語る会（職員共通理解）
 - ・生活振り返りアンケートの実施（自分に対してとともに、他の人から見たアンケート）
- ④ 家庭・地域と一体となって取組を推進するために
 - ・生活指導だより「こころ通信」の発行
 - ・学校行事の学習ボランティアの呼びかけ
 - ・家庭教育学級の運営委員の保護者を中心に、県の「いじめ見逃しぜロ集会」への参加
 - ・スクールガードリーダーの学校訪問
 - ・橋田地区育成協による挨拶運動
 - ・社会体育スポーツ少年団との連携
 - ・五泉市スクールカウンセラー活動事業計画の活用

3 活動の実際

(1) Preparation (準備)

- ①職員への概要説明（子どもを語る会）
- ②QU テスト・生活振り返りアンケート(年間 2 回)の実施

(2) Education (教育)

- ①アンケートの結果の分析と検討
- ②いじめ等対策委員会での検討と対応協議
- ③いじめに対する職員の共通理解（子どもを語る会）
- ④目標の設定と共通理解（成果、教育活動、運営活動の評価項目・評価基準設定）

(3) Action (行動)

- ①学校行事や児童会行事と関連した生活目標の設定
- ②道徳や学級活動等を活用したいじめに対する意識の向上
(SST もしくは SGE を取り入れた授業を毎月実施する。)
- ③学校行事や児童会活動等の教育活動の実施（縦割り班活動）
- ④QU テスト（年間 2 回）に基づいた支援計画の作成と、おしゃべりタイム(年間 3 回)の実施

(4) Coping (対処)

- ①道徳や学級活動の時間や児童会でいじめについての話し合いと取組
- ②職員研修（生徒指導、人権教育、同和教育、SST 及び SGE）の実施（夏休み）
- ③倫理観や思いやりをテーマにした道徳授業（6 月の学習参観にて全校一斉授業の実施）
- ④支援計画に基づいた支援・指導
- ⑤気になる児童への相談の実施
- ⑥気になる児童の保護者への連絡と相談

(5) Evolution (評価)

- ①おしゃべりタイム実施による評価（年 3 回）
 - ・いじめに対する意識が改善され、いじめ問題が解消されたか。
 - ・学校に対する不適応やストレスの減少、適応感の増加が見られたか。
- ②子どもの言動についての話し合いと指導方針の確認（子どもを語る会）
 - ・生活目標の反省
 - ・子どもの言動について情報交換、共有化、指導の統一
- ③評価と次年度への提案のまとめ

【児童の不適応行動・問題行動・虐待被害への対応】

担 任	児 童	職 員
<p>(1)一人一人の児童の状況 <u>を把握し、相談・指導を行う。</u></p> <p>○家庭環境や交友関係等の把握</p> <p>(2)管理職に報告し、組織的な指導を行う。</p> <p>○速やかに報告</p>	<p>(1)不適応状況</p> <ul style="list-style-type: none">①コミュニケーション不足②友達とのトラブル③自信喪失、悩み、孤立状態④不登校傾向 <p>(2)問題行動</p> <ul style="list-style-type: none">①ルールを守らない②攻撃的な言動③いじめ、犯罪的な行為 <p>(3)虐待被害状況</p> <ul style="list-style-type: none">①服装、栄養状態、言動の変化②体の傷やあざの有無	<p>(1)児童についての情報交換 <u>(子どもを語る会)</u></p> <ul style="list-style-type: none">①情報交換<ul style="list-style-type: none">・気になる児童の状況や原因・効果のあった指導②観察児童の経過報告③職員全員による指導方針の確認 <p>(2)児童観察と指導</p> <ul style="list-style-type: none">・不適応状況と問題行動、虐待のチェック

管理職・生活指導主任

【第1段階】 担任－当該児童の教育相談・指導 経過観察

【第2段階】 管理職（生活指導主任）－当該児童との教育相談・指導 経過観察

【第3段階】 管理職（生活指導主任），保護者－当該児童との教育相談・指導 経過観察

【第4段階】 管理職（生活指導主任），関係機関，保護者－当該児童との教育相談・指導

【第5段階】 関係機関－当該児童の一時保護・指導

